ID:　250

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	利用登録の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則　第11条
例規番号	平成12年規則第43号

【根拠条文】

（利用登録の取消し）

第11条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消すことができる。

(1)　第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　利用者が死亡したとき。

(3)　利用者が老人ホーム等の施設に入所したとき。

(4)　利用者又は介護者から利用辞退の申請があったとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないと市長が認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日